

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第20条第8項
処分の概要	指定療育機関の指定の取消し
法令の定め	第20条第8項 指定療育機関が第6項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第2項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。
処分基準	1 第20条第6項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき。 2 第21条の規定に違反したとき。 3 第20条第2項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められるとき。  第20条第2項の医療 ① 診療 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 移送
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-206-6343）
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> ）